

# 令和5年第1回定例会会議録（第2号）

令和5年3月1日

## ○出席議員（22名）

1番	榎田貢君	3番	美馬恭子君
4番	阿部真一君	5番	手束貴裕君
6番	安部一郎君	7番	小野正明君
8番	森大輔君	9番	三重忠昭君
10番	森山義治君	11番	穴井宏二君
12番	加藤信康君	13番	荒金卓雄君
14番	松川章三君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	25番	首藤正君

## ○欠席議員（1名）

2番 日名子敦子君

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	松崎智一君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	末田信也君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	松川幸路君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	いきいき健幸部長	中島靖彦君
建設部長	松屋益治郎君	市長公室長 兼自治連携課長	山内弘美君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
教育部長	柏木正義君	上下水道局長	岩田弘君
上下水道局参事	山内佳久君	財政課長	矢野義知君
総務課長	牧宏爾君	総務課参事	工藤将之君
保険年金課長	石崎聡君	介護保険課長	阿南剛君

公園緑地課長 橋本和久君 防災危機管理課長 中村幸次君

教育政策課長 奥茂夫君

○議会事務局出席者

局 長	花田伸一	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係 長	甲斐俊平
主 査	河野あや	主 査	松尾麻里
主 査	佐藤雅俊	事 務 員	尾割春晃

○議事日程表（第2号）

令和5年3月1日（水曜日）午前10時開議

第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○14番（松川章三君） 我々4年間の任期がありまして、今回、任期中最後の議会ということになりました。その中で一番最初に議案質疑をさせていただくと、私は一番最初にすることというのはほとんどないのですけれども、いつも最後をついて歩くんですけど、今回みたいに晴れ晴れしいことはありません。ぜひともたくさんしたいなと思ったのですが、実は所管事務で、観光建設水道委員会で審議するものがたくさんありまして、ここに書いておりましたけれども、議長、まず先に議第34号を委員会で詳しく質疑いたしますので、これについては取下げをいたします。よって、議第20号の別府市鉄輪地獄地帯公園防災研修所の設置及び管理に関する条例の制定についてのみ、質疑ということでよろしく願いいたします。

それでは、早速取りかかりたいと思います。まずこの施設、この当該施設の利用者の想定は年間何名程度と見込んでいるのか。どうぞ。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

災害時の避難先としての利用人数は別といたしまして、おおむね年間4,000人に利用していただくことを目標としております。

○14番（松川章三君） 分かりました。たくさんの人に利用していただきたい、そのように思っております。

このとき、災害時の避難先としての利用は別として、おおむね4,000人を想定しているということですが、当該施設の維持管理方法はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

維持管理につきましては、一部を直営で、また一部を業務委託と考えていますが、一部業務委託の内容については、現在関係者と調整中でございます。

○14番（松川章三君） そうですね、一部直営で一部業務委託ということですが、その一部業務委託というのがどういうふうなところと業務委託するのかというのはちょっと分かりませんが、私が思いますに、この地域には小倉、そして明礬といった、実はあまり集会所の便利ではない地域がございまして。ぜひともその辺の地域の人たちとしていただければいいなと、これは私が思っているところがございます。ぜひとも、その地域の人たちの防災として避難できる場所、そしてなおかつ集会所ができるようなところは作って、そういうふうにして利用していただきたいと、そのように思っております。

それでは、この研修所の設置目的を達成するために必要な事業ということが第3条の第3号にありますけれども、これは何を想定しているのか、お伺いをいたします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

設置目的は、防災研修及びコミュニティー活動の場の提供、災害時の避難所であり、この目的に合致すれば、当該研修所を使用できることを想定しております。

○14番（松川章三君） コミュニティー活動の場の提供ということですが、これは先ほど言いましたけれども、明礬、そして小倉地区、その人たちにぜひとも利用していただきたい、そのように私は思っております。これはもうちょっといろいろ言うとなんて一般質問となりますので、これはここでやめますけれども、やはりいろんな、あそこはやっぱり非常にへんぴなところに集会所がありますのでね。行った方は分かると思いますが、これでもし決まるのであれば、その地域の人たちは喜ぶだろうと私は思っており

ます。

次、この第6条の使用料における使用料の前納、使用料の減額及び減免、使用料の還付についての詳細な取扱いはどのような取扱いを想定しているのか、よろしくをお願いします。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

条例可決後、詳細な取扱いを定めた施行規則を制定します。施行規則では、利用時間、休館日、申請方法、遵守事項、使用の制限、使用料の減免の内容、使用料の還付の方法を示すことにしております。

○14番（松川章三君） 施行規則を制定するというごさいます、それが実はできていないということですね、そこは見ておりませんが、ぜひとも、この中には市長が認めるところではそれを容認するようになっていきますので、規則の中に詳しくその辺は書いておいたほうがいいのではないかなと思っております。

いずれにしても、この防災研修所は防災の要になりますのでね、あの辺の地区の。我々も朝日や大平山校区の人たちも使えるのではないかなと思っておりますので、どうか有効に活用していただきたいと、そのように思っております。

少ない時間ではございましたが、これで私の議案質疑を終わります。

○13番（荒金卓雄君） 公明党会派を代表して、議案質疑をいたします。

初めは議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算第11号の歳入に上がっております、20ページ、べっふ創生応援寄附金2億5,000万円のことでお尋ねをします。

先日、新聞にも大きく報道されました。株式会社イズミが別府市に2億5,000万円寄附と、企業版ふるさと納税で地域貢献、新図書館建設に役立てると、こういう趣旨という報道はありますが、初めに平成18年の立地協定と敷地の借地契約締結から、今日までの経緯について、協定の始まりから浜田前市政までと、長野市政になってから、今回までどういった経過をたどって企業版ふるさと納税につながっていったのか、説明をお願いします。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

経過につきましては、平成18年6月2日に株式会社イズミと立地協定を締結し、平成18年の9月15日に事業用借地権設定契約に係る覚書の締結、そして平成19年11月29日にゆめタウン別府がオープンをしております。

その後も、前市政におきまして株式会社イズミとは協定書の履行に向け、繰り返し協議を続けておりましたが、平成26年の9月に2期計画でありますシネコン、足湯の建設などを、断念した経過となっております。

また、長野市政になってからも履行できていない約束事項につきましては、継続して協議を重ねつつ、平成18年当時、ゆめタウン別府ができれば別府市の活性化ができ、大型店が中心部にできることで、商店街、中心市街地が活性化し、また流川と北浜とで回遊性を高めることができると言われていたことが、その後どうなっていったのかを検証いたしましたところ、平成19年、ゆめタウン別府ができて以降、別府市を対象といたしました商業統計調査では、平成19年の販売額が約1,240億円、事業所数が1,388件が、平成26年の商業統計調査では、販売額が1,045億円、事業所数899件となっており、本市経済の活性化が図れたとは言いがたい数値でありました。

また、回遊性、中心市街地活性化については、中心市街地にある4つの商店街組合員数の推移から、平成20年が182店舗の登録でありましたが、令和4年4月1日では149店舗の登録となっており、回遊性、活性化による効果も実際には現れていないことが分かり、そういった総括検証を行った上で、併せて16年間の社会経済情勢の変化、現時点で当時提案のあった歩道橋や第2期計画の努力項目など必要性を勘案し、総合的に踏まえて、市としては市民が納得する規模感・ボリューム感のある新たな提案を株式会社イズミから出させていただくべきと判断した結果、今回新図書館設立のためとして、企業版ふるさと納税

という形に至ったところでございます。

- 13番（荒金卓雄君） 実はこの16年というのは私の4期16年とほぼ重なって、その前半が浜田前市長、後半が長野市長ということで、私も感慨深いものがあります。率直に、今回の企業版ふるさと納税2億5,000万円に関して、株式会社イズミ側の説明では、新図書館建設事業に活用と指定した寄附の趣旨が報道されておりますが、その用途については、新図書館以外の事業の財源としても使うことができるのでしょうか。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税に係る寄附につきましては、国から認定を受けました地域再生計画、別府市まち・ひと・しごと創生推進事業に記載されている事業の費用に充てることとされております。そのため、様々な事業がございますが、2月8日の企業版ふるさと納税贈呈式におきまして、株式会社イズミ側の趣旨説明では、新図書館建設事業への用途の指定があり、提出されました寄附申出書におきましても、同事業を寄附の活用事業としておるところでございます。

したがいまして、寄附側の株式会社イズミ側から、新図書館建設に対して役立ててほしいという意向を示されている以上、行政として信義則に基づき、その意向を尊重し、対応しなければいけないというふうに考えております。

- 13番（荒金卓雄君） 私はこの株式会社イズミ側の、新図書館に使ってほしいという希望は非常にタイムリーなもので、私はよかったなと思っております。実は図書館の、本年度は設計が完了するまでということですが、いよいよ令和5年度からは着工ということになります。令和5年度の新年度予算、まだ審議は始まっていませんが、一応頂いた資料からすると、令和5年度の図書館等一体的整備に要する経費は1億9,060万円、これだけの予算を予定しております。なおかつ、この中身、財源の半分以上は、半分以上の1億670万円は市債なのです。それ以外は、県と国の支出金が6,200万円。ですから、実質別府市が負担するというか、負担できるのは、来年度では2,100万円というところで、実はなかなか苦しい建設に関しての財政状況と、これは令和5年、6年、7年度に完成して開設という予定ですけれども、延べで約38億円ぐらいに及ぶ金額が予定されております。ですから、その半分以上は恐らく市債を組んでやらなければならない。そこに、今回の私は株式会社イズミさんからの、図書館に使ってほしいというのは、私は非常にありがたい申し出ではないかなというふうに思っております。

もう一点、株式会社イズミとの借地契約、20年の契約ですが、これの更新まであと3年ほどあります。今回の市長と株式会社イズミの山西社長だったですかね、社長さんとの話の中で、次回の更新まで言及されたということですが、どうして今の時点で3年先のことまで言及されたのか、御説明願います。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

当然今後についてはしかるべき時期に株式会社イズミ側と協議をすることになるかと思っておりますが、現在、別府市、別府市民にとりまして、ゆめタウン別府は地域資源と既になっており、地域の皆さんの買い物をする場所として定着している状況にあります。基本的には、継続する行政といたしましては、この段階でこういった協議ができたということは、3年後においても継続が前提になってくるということを考えております。

- 13番（荒金卓雄君） もう一点大事な論点としては、新聞等の報道では、シネコンなどを盛り込んだゆめタウン別府立地協定書に記載のあったうちの未実現項目について、履行は今後求めないと、こういう発言が市長の発言として報道されております。私はね、トップとして政治判断、政治決着という側面を感じて、これは一つの私は見識ではないかと思っております。

ここで大事なのは、市長がやはり公の場で、市民の皆さんに今回のこの判断、決断をし

た理由を、やはり分かりやすく説明してもらおうということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘君） では、私からお答えをさせていただきます。

このゆめタウン進出に関しての、当時からの経緯を考えてみますと、私も当時は、皆さんこれは御承知のことです。あえて申し上げますけれども、私は反対、推進派の候補として出て、当時浜田市長さんが選挙戦で是非を問うて、勝って、それでゆめタウンが誘致をされた。これに関してはもう結果でありますから、とやかく言うことはないというふうに私自身は思っていますが、私個人のことをあまり言うのはなんですけれども、私の人生も大きく変わりましたので、これはこれで市民の判断をしっかり受け止めなければいけないというふうに思っています。

そしてまた行政は継続ですから、自分自身の思いはありますが、当時の市政、現在の市政、これは継続であります。そこをしっかりと踏まえた上で少し整理をしてみると、第1期計画と第2期計画があったのです。第1期計画というのが、これは約束です。第2期計画は、推進に努めるといふふうになっています。いわゆる努力目標ということだと思います。第1期計画が大きく16項目あったというふうに思っています、その中でこれはつまり約束ですね、やるべき、これはもう必ずやるということを相互に約束した事項が歩道橋であったり、循環バスというようなものです。

第2期計画でうたわれていたものが5項目大きくあって、それがシネコンであったり美術館、足湯の設置、地元商店街との共同駐車場の整備、こういったものであったと思います。戦いの中においては、実は市民の皆さん方の大きな期待は、どちらかという1期計画ではなくて、2期計画のシネコン等にあったというふうに私自身も認識をしています。しかしながらこれは努力目標でありますので、今後においては、その浜田市政の時代に、数回にわたってゆめタウン側、社長さんもお越しになって、確約書という、法的にはどう解釈をすればいいのかということ、市内でもたびたび議論しましたけれども、そういうシネコンの設置に関して確約するという文章が何度か交わされて、しかしながらそれは浜田市政の任期中にはできないということ、正式にこれもまた謝罪を受けたというような経緯があります。まずそのことを前提に、お話をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど部長から答弁がありましたとおり、ボールはゆめタウン側にあると、我々としては、当時私が市長に就任した平成27年の5月だったと思いますけれども、山西社長が市庁舎に来られました。当時の議長であった堀本議長にも御同席を頂いて、実はその中で相当の口論になりました、大激論が交わされました。ボールはそちら側にあるのではないですかと、別府市としては二分して選挙戦にまでなっていて、そういうことであるので、ぜひこれは市民が納得するような答えをそちら側がしっかり出してくださいと。つまり、約束を守ってくれということ再三にわたって堀本議長、当時の議長と話をさせていただいた。ゆめタウンにも行きました、同じことを言いました。

そういう経過がありまして、ずっと継続協議をしておりましたけれども、結果として、第1期計画、第2期計画含めて約束はなかなか実現はできないということで、今回の最終的に2億5,000万円の企業版ふるさと納税での寄附ということになったということになります。

図書館ということがどうかという問題はありますけれども、毎年約1億円ずつ、合計16億円、基金に積立てをしております。御承知のように、おひさまパークであるとか、旧南小学校跡地の計画の策定とか、海門寺温泉、まちなか交流館、それから流川通りや梅園通りの街路灯の改修、中央公民館等々の整備とか、様々なそういったことに活用させていただいたということなのであります、いずれにしても、こういうことがあったからと

て約束をしたまちづくりができたかといったら、できていないと思います。先ほどこれも、部長から答弁を頂いたとおりです。

しかしながら、16年前というのは十年一昔という言葉からすれば、もう二昔前の状況ということで、先ほどこれも答弁ありましたが、ゆめタウンが既にあの地域の、小売店舗はもうなかなかないと、買い物するところもないという状況の中で、既にゆめタウン自体が地域資源となって、重要な買い物の皆さん方の場所となっているということを考えると、今から3年半後の新たな協定の締結というか、賃貸借契約を結ぶということを前提で、やはりこれは、今回の企業版ふるさと納税をお受けするというに当然これはなってくるということでございますので、行政は継続でありますし、もう時計の針は後ろには戻せないわけでありまして、しっかり前を向いて、今後はできることをしっかりこれから、過去においてもできなかったことが、ではどういう形であれば実現できるのかということ、株式会社イズミ側とゆめタウン側と真摯に話し合いをしながら、協定になるのかどういう形になるのか分かりませんが、そういう協議をしながら、これからはできなかったことについて、これで全て終わりということではなくて、包括連携とか何かいろいろな形でもって、地域への貢献策をしっかりと、またお互いに話し合いをしながら解決ができればいいなど。そのために、しっかり行動できたらいいなというふうに思っているところであります。

- 13番（荒金卓雄君） 市長の胸の思いを聞きながら、私も実は16年前は別府のトキハに勤務しておりましたので、利害関係者というか、切実なものが正直ありました。大きな影響も受けたのは実感しております。しかし、今市長おっしゃったように、時間がたてば、また私も退職をして、こういう議員という立場で別府市全体を見ないといけない、そういう立場になってくると、また見え方が異なってくるなというのがあります。

私はもう、卑近な例で言いますとね、これまで16年間、要は約束手形を、別府市は株式会社イズミからもらっていた。しかし、期日がない、支払期日は入っていない、また金額欄も空欄と。その手形を何とか実現させたいという、押したり引いたり恐らくあったのだと思います。私はそれを、こういう言い方は失礼かもしれないけれども、その手形をある意味割り引いてでも現金化して、手形をもうこちらには残さないと、向こうもボリューム感のある、規模感のある金額で現金化してくれたと、答えてくれたと。なおかつ図書館に使ってくださいと、こういうのを要望を添えてね、していただいたのだなというふうに思います。ですから、市長の政治家としての見識、それとやはり自治体を経営する側としてね、経営感覚としての決断というのは、私はもう立派なものだなというふうに思います。できれば、できればというか、恐らくさっきおっしゃった、今後さらに詰めていって文書化する形になろうかと思っておりますので、その辺市民の皆さんに納得がいく形でクロージングしていただきたいと思いますというふうに思います。

次はちょっと、大変すみません、ちょっと時間の関係で、財政調整基金繰入金追加額4億5,500万円上げていたのですが、これちょっともうすみません、事前の聞き取りで納得しておりますので、これちょっと割愛させていただきます。

では、次の議第34号行きます。

別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてということですが、中身はこの条例の第7条に、行為の禁止と、要は公園内でやっていけないこととして、第1号から12号までの12項目挙げていたのですが、その中の第6号に、火気の使用、その他危険な遊戯をすることというのがありますが、これを今回の改正で、火気の使用ということと、危険な遊戯に分けたと、独立させたということ。それと新たに、野営をすること、いわゆるキャンプですかね、することということを追加したというふうに解釈しております。

それで、もう火気の使用はちょっと最後にお尋ねします。まず、野営をすることという

のを新規追加しておりますが、これを追加した理由を説明してください。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

野営に関しましては、昨今のアウトドアブームの影響により、全国的に広場や道の駅、公共駐車場等における無許可でのキャンプや野営が問題となっております。そういったことをかんがみ、公園でのテント禁止について明確にするためでございます。

○13番（荒金卓雄君） ではもう一つ、独立させました、危険な遊戯をすること、これについて説明をお願いします。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

公園は、様々な方が多様な利用をされる場でございます。このことから、当事者以外の公園利用者に危険を及ぼすおそれのある行為等を危険な遊戯と位置づけております。具体的には、本来の使い方ではない遊具や公園施設の使用、また、公園内を自転車に乗って猛スピードで走行するなど、そのようなことが想定されます。

○13番（荒金卓雄君） そうですね、従来はこういう公共の空間、公共の場の利用の仕方については、市民の皆さんの良識にお任せするとか、それを信頼してやってきてたのが、少しずつ危険な行為を、ほかの利用者の迷惑を顧みずやっているようなケースが増えてきているということで、今回のこの条例改正ではっきり入れたということかと思えます。

ではもう一点、火気の使用についてということでお伺いをします。今までこの火気の使用を禁止項目ということで挙げてましたが、どのようなものを想定していたのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

火気につきましては、広場を傷めるおそれがあるたき火や直火での火気使用、周辺の樹木や公園施設への引火や、火事を引き起こす行為等を想定し、花火も含めまして、許可を得た行為以外については、原則火気の禁止としていました。

○13番（荒金卓雄君） 今回火気の利用という中で、花火の利用を可能にするという意味での改正というふうに聞きました。ただし書があるわけですが、今回花火が公園でできるように条例改正を行った場合、花火もピンからキリまであります。先日は東京の渋谷かどこかですかね、横断歩道を若い方が花火をボンボンやりながら通過するというようなことまで出てくるようで、様々なタイプがありますが、今回の条例改正で、都市公園で利用できる花火というのはどういうタイプのものを想定しているのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

身近な公園で行う手持ち花火を想定しています。打ち上げ花火や音のするものは使用不可というふうに考えています。

○13番（荒金卓雄君） 手持ち花火というと、我々はやっぱり線香花火ですかね。ちょっと竹のさおがついてる、先が燃えるパチパチ花火ぐらいしか、それ以外は例えばもう火をつけてぱっと投げてね、ネズミのように動くやつとか、爆竹、爆竹ですかね。最近はもう本当ロケット的な花火も増えているわけですが、そういう危険なやつは使用はできないということではよろしいのでしょうか。ちょっと再確認です。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

あくまで手持ち花火というのが大原則となります。

○13番（荒金卓雄君） なぜ今回、こういう手持ち花火に限定してまで条例改正して、公園内で使えますよとしたのかというのは、説明聞く段階では、昨年に行った社会実験というのを8月に行って、やっているということ。また、公園も指定をして、許可をするということですが、今後はそういう使える公園の対象を広げていくとか、そういうような方向性は考えているのでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

昨年は市内8公園において花火を利用可能とする社会実験を行いました。選定方法と

しましては、小学校の各校区付近の公園で、かつ水道や照明等の諸設備の整った公園を標準とし、昨年は、またその中でも特に規模の大きな公園を選定いたしました。

新たな公園の追加に関しましては、その都度ニーズ調査や、公園の利用状況等をかんがみながら、また今後検討していきたいと考えております。

- 13番（荒金卓雄君） 花火が手持ちタイプのやつが許されるということではありますが、別府市でこれまできちっと許可が出てなかった花火が、使っていいよというような言い方が短絡的に広がっていくと、公園でこれまでちょっと遠慮していたけれども花火していいのだなという拡大解釈が起こらないとも限らないのではないかと思います。私も市民の皆さんから、夏になると、海岸沿いで、やはり若い方が深夜未明にかけて、アルコール飲みながらにぎやかに騒ぐと、そういう中で、花火も上げて、海岸沿いのマンションの方からは、もう寝られないのだというようなお声も聞いています。そういうのは元来、もちろんやっではいけないことで当然なのですけれども、今回のこの条例改正の運用方法の周知徹底、例えば期間がある程度、夏休み期間に限られているとか、時間も8時半とか9時とか、やっぱり常識的な時間に限られているとか、そういう条件があろうかと思えます。そういうのを含めて、こういうタイプの花火しか使えませんか、危ない騒がしい花火は駄目ですよと、こういうのをきっちり市民の皆さんに知ってもらうということが、今回のこの条例改正に関しては非常に重要なところではないかなと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

では次に、議第39号字の区域及びその名称の変更についてお尋ねします。

住居表示を実施する、今スケジュールが動いていますけれども、その上で字名が、多くは今回の対象になっているところは大字鶴見とか、大字南石垣、こういうところなのですね。通称住所として、現在東荘園1丁目から9丁目、そういう呼び方をしています。また緑丘町、荘園北町、光の園住宅ですね、こういうところの変更されるという予定ですが、今回のこの字の区域を引き直す、はっきり引き直すという案の中で、現行の通称住所と、新しい住所と、これが変わるという地域はあるのでしょうか。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

住居表示に当たりましては、可能な限り現在の通称住所を生かした町の境界にしていきたいというふうに考えております。別府市が実施する際に採用しております街区公式では、町やまた字の区域を道路、鉄道など恒久的施設や河川等によって区画されることとなっております。この規定に基づき、町の境界案を定める必要があることから、一部地域で住所が変更した地域がございます。具体的には通称住所では、東荘園3丁目だったところが、この一部が東荘園2丁目に、東荘園7丁目の一部が東荘園8丁目に編入されております。

- 13番（荒金卓雄君） 今回は第6次ということで、今言いました荘園北町、緑丘町ですかね。それに加えて南須賀とか新別府とか、少し時期をずらしながら取り組むと、それからまた第7次、第8次ということで、別府市内の実際は半分以上の世帯が対象になるというふうに理解しております。

これも、一つはマイナンバーカードに象徴される行政のデジタル化の中で、これまでいわゆる大字、字の住所で、免許証ですとかマイナンバーカードの住所が使われて登録されていたけれども、実際の日常生活では、通称の東荘園1丁目、2丁目、その中で1組、2組、3組のAとか3組のBとか、こういう1つの固まりで何とか郵便物が届くなどの便宜が図られておりますけれども、今後この住居表示を実施していく上での年次計画、いつまで大体やっていくのか、進めようと考えているのか、これはどのように考えてますか。

- 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

年次計画につきましては、未実施地区を3回に分けた計画を立てております。令和4年度から令和5年度にかけては、今議案を提出しております3町を含めた緑丘地区と南

須賀、新別府、原町と朝見の一部未実施地域を、令和5年度から6年度にかけましては、朝日、西、大平山、南立石地区を、令和6年度から7年度にかけましては、鶴見、上人、亀川、春木川、浜脇、東山地区と協議を進めていくよう計画をしております。

○13番（荒金卓雄君） その6次の作業の中の、先ほどから挙げている3つの町が今進んでいるということですが、今回の議会で議39号という形で出ておりますのが、そのステップのある段階だろうと思うのですけれども、実際に今回の議案に至るまでの、この流れというのはどういうステップを踏んできているのでしょうか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

住居表示実施までの流れでございますが、まず住居表示実施予定の前年度に、対象地区の住民の方々との協議を始めます。町の境界案や住居表示の実施方法、実施後の住所や土地の表記の仕方、住所の変更手続などについて住民の方々へ説明し、合意形成を図ります。その後、住民の合意を得られた後、別府市住居表示審議会で妥当かどうか、市の答申を頂き、その後同じく区域と方法について議会に諮り、議決を得た後、同法第5条の2第1項の規定に基づき、町の区域の変更について告示します。告示後は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町もしくは字の区域及びその名称の変更について議会に諮り、議決を得た後に同法第260条第2項に関わる告示を行います。

今回の議案につきましては、この地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議決を頂く段階でございます。ここまで、およそ1年かかるというふうなことでございます。

○13番（荒金卓雄君） 私も今回の議案見て、議案の中に具体的な新しい町名が入ってるわけではないわけで、今回議会が議決したとしても、それは法務局の中でのそういう字とかの名称、町名が正式に変わっていくと。そっから今度は、いわゆる今は何組の何番というような、少し世帯数が多い単位で住所、通称が割り振られていますけれども、それを街区、いわゆる何番何号というふうにしていくということかと思えます。

これは、住民の皆さんへの丁寧な説明が非常に求められると思います。私も少し関係者に聞いてみたら、その話は聞いていますよというのは確かに伝わっていて、よかったと思うのですが、例えばこれを今後ね、6次、7次、8次という呼び方は、これまで30年ぐらい前まで5次をやっているわけですよ。ところが30年経過してね、もう住民の皆さんもそういう住居表示作業というのはどういうことかという、認識も不安がありますし、何よりも職員の皆さんが、初めてです。取り組む方は。だから私、6次、7次、8次という呼び方よりも、例えば令和第1次、令和第2次、令和第3次の住居表示事業というような呼び方で、皆さんが意識づけをしてもらえようかなことを考えたらどうかなと。

それとか、あと住居表示が、令和6年の1月6日に、今の3町に関しては完了する予定なわけですが、その後は御自分の運転免許証、またマイナンバーカード、銀行の口座に登録している住所、案外多数の住所絡みのものを、御自分で変更手続をやらないといけないと。ところがもう、今高齢者も非常に多いです。また施設に入っているケース、また病院に長期入院、こういう皆さんがもれなくお一人ずつに任せてできるかという、大きな心配があります。ですから例えば、マイナンバーカードの住所の変更だけでも、1回令和6年の1月以降ね。市役所に特設コーナーを設けて、マイナンバーカードに関しての住所変更はここに持ってきてくださいと、もうすぐできますよと。そのときに、後は御自分の必要な免許証だとか、銀行口座だとか、そういうのをやってくださいねという、こういう進め方を工夫しないと、行政の側では番号を振り直せば済むというものかもしれませんが、現実には市民の皆さんがそれを住所変更して完了ということですから、そこを考えていただきたい。

あと、バス停の名称で、これまでの字の名称を使っているケースもあります。また、自治会の組長さんという役がありますけれども、これもやはり何組の何番というところで、

組長さんが毎年順番でしていただいているようですけれども、このくくりも住居表示になれば変わってくる可能性もありますので、その辺もうまく相談に乗りながら取り組んで仕上げていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○18番（平野文活君） 共産党議員団を代表して質疑をさせていただきます。

まず、議第1号令和4年度別府市一般会計補正予算に関連をして、べっぷ創生応援寄附金2億5,000万円の問題でございます。先ほどの説明では、この2億5,000万円の寄附と引換えに、シネコン設置などの立地協定の履行は求めないと。いわば政治決着だと、こういうふうな説明がありました。

この新聞報道などを見る中で、2億5,000万円は図書館の建設に使われると、こう言っているわけですが、これは株式会社イズミ側からの希望なのか、それとも市として希望したのかということについては、株式会社イズミ側からの希望ですという、先ほどの答弁がございました。

ところが、図書館の建設整備基本計画という中に、これは令和2年3月にできているのですね。いわば2年前にできた計画ですが、その82ページの財源の確保という欄に、企業版ふるさと納税という手法を活用して財源を確保すると、こう書いてあるのです。実は、市から、かねてから、株式会社イズミにこうした話を持ちかけてきたのではないかなと思うのですが、先ほどの答弁のとおりでいいのでしょうか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

市では、企業版ふるさと納税の活用ということで、様々な事業をホームページ等で募集しております。図書館につきましても、そういった株式会社イズミの寄附を前提とした募集ではございません。ホームページで、世界の国際温泉都市べっぷ×新図書館プロジェクトとして、広く民間企業の方に募集しているものでございます。

○18番（平野文活君） そうすると、図書館の建設費用として、我が社はこういう企業版ふるさと納税に応募しますというようなのが、株式会社イズミ以外でもあるということでしょうか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

これまで実際に寄附を頂いた企業様には、ホームページ等で掲載をしているところでございます。今までのところ4社が新図書館整備ということで、寄附を頂いております。その状況については、ホームページのほうで公表しております。

○18番（平野文活君） 図書館の建設に4社が応募していると、企業版ふるさと納税ということですね。その一つとして株式会社イズミが今回、では5社目ということでもいいのですか。

○企画戦略部長（安部政信君） そうです、そうなります。

○18番（平野文活君） 率直に言いましてね、図書館のことは別に置いてといいますか、私は先ほどの市長の説明なども聞きながら、今回は要するに、約束したシネコンなどの設置はもうできませんと、この履行を求めないということの代償金みたいな感じですよ。そうなのに、その使い道まで株式会社イズミが図書館にという、図書館にすることに反対しているわけではないけれども、代償金を出す側が、使い道まで口出すかというのが率直な感じであります。

しかも、先ほど市長も言われたと思うけれども、このゆめタウン誘致についての出直し市長選挙の有権者の、特に若い人の投票動向に、シネコン誘致というものが非常にある意味では決め手になったというか、そういう思いがするわけです。ですからあの当時、ゆめタウン自身ができることによって、周辺の大分市からも集客ができるみたいなことをかなり大々的に宣伝しておりました。その結果、その周辺の、別府市の南部の振興につながるという宣伝がされていたのですが、私は今の現状から見て、シネコンが本当にあのゆめ

タウンの中にできれば、ゆめタウン誘致以上の集客力になるんじゃないかと思うのですよ。それをしかし断念すると、それを断念するということでもありますから、極めて残念な結果だというふうに言わざるを得ません。そういう思いがしております。

図書館の建設費用は、建設費に25.6億円、そして備品その他に10億円という、35億6,000万円という計画になっているのですけれども、この2億5,000万円が寄附されれば、さらにそれに上乗せされるのかどうか、あるいは市長が何かあれを併設する、図書館に併設するという、何か発表しましたね。そういうなこととも関係があるのか、その辺はちょっとどういうふうに考えていますか。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

ちょっとまず初めに、先ほど寄附金を、図書館に対する寄附金を頂いた事業者数ですが、令和3年度にも、1社ございますので、すみません、5社頂いております。株式会社イズミで6社目という形になります。すみません、そこは訂正をさせていただきます。

今回の寄附につきましては、新図書館建設の財源として充てられるものでございますので、この寄附の影響で事業費が増額になるというものではございません。

○18番（平野文活君） 市の持ち出しが、ある意味ではそれだけ減るという意味になるのだろうというふうに思いますね。そうした形での政治決着ということでもありますから、長い期間の取組を振り返ってみると、やはり何というか、株式会社イズミ側の履行しないという、約束を守らないということの、やっぱり約束違反というのはやっぱりきちっと総括すべきだというふうに思います。今後も何か協定をするということでもあります、その約束、立地協定の、何ですかね、具体的なことはできないかもしれませんが、南部の地区の住民、別府市民全体がやっぱり納得できるような、そういう株式会社イズミとの協定にしてほしいということを希望して、次に移りたいと思います。

次は国保の補正予算でございますが、基金の積立金が3億4,599万5,000円ということになっております。その結果、基金の残高は幾らになるか、示していただきたいと思います。

○保険年金課長（石崎聡君） お答えいたします。

現時点での見込みではありますが、令和4年度末の基金残高は16億円ほど見込まれるものであります。

○18番（平野文活君） 16億円って非常に大きいですね。これから、この続きは予算決算特別委員会でやりたいというふうに思います。

続いて、介護保険の補正予算でございますが、この中には基金の積立金はありませんが、令和4年度末の基金残高の見込みというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○介護保険課長（阿南剛君） お答えいたします。

基金残高につきましては、事業費の収支全体が確定する5月決算を見た上で、最終的に9月に国、県への追加、もしくは払戻し等を行った上で確定するため、現時点では見込みは立っておりません。

○18番（平野文活君） 見込みも分からないということでもあります。これについても、続きは予算決算特別委員会でやりたいというふうに思います。

次に、別府市個人情報保護法施行条例の制定について及び別府市個人情報保護審査会条例の制定について、この議第16号、17号の2つの条例案をセットで質疑をいたします。

この議第16号の、条例案の附則第1条で、現在の別府市個人情報保護条例は廃止すると、こういうふうにあるのですが、そうすると、別府市には別途、個人情報保護のための法的措置というか、保障というか、そういうものはなくなってしまうのではないかとというふうに思うのですが、そういう点はどうでしょうか。

○総務課長（牧宏爾君） お答えいたします。

官民を通じて個人情報の保護と利活用を確保し、官民データの流通を促進するため、令

和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が1つの法律に統合され、公的部門、民間部門における規律が一覧できるようにされました。

地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報の保護に関する法律において、全国共通のルールが規定されたことに伴い、別府市においても現在の別府市個人情報保護条例を廃止し、改正後の個人情報の保護に関する法律の施行をするための細則を定めるために、今回別府市個人情報保護法施行条例と、別府市個人情報保護審査会条例を制定することとなりました。

○18番（平野文活君） いや、私は別府市の保護条例がなくなると、別府市民の個人情報を保護する法的な、何ていいますか、法的保障というのですか、それがなくなるのではないかと質問をしたのですが、それについてはどうですか。

○総務課参事（工藤将之君） お答えいたします。

先ほど総務課長がお答えしたとおり、個人情報保護法によりまして全国统一に規律されることとなりますので、及びその細則をさせるために施行条例が制定されますので、別府市民におきましても法的保障がなくなるということはありません。

○18番（平野文活君） 法律が、個人情報の保護をしてくれるということなのですか。

○総務課参事（工藤将之君） 今回改正によって、令和3年のデジタル一括法によりまして全国统一の基準によりますので、個人情報保護法が中心的なルールというふうになります。

○18番（平野文活君） 国の法律が個人情報を保護してくれるのだ、というふうな答弁とっていいですか。

○総務課参事（工藤将之君） お答えいたします。

正確に言うと、国の個人情報保護法及び別府市の施行条例で一体的に保護されるということになります。

○18番（平野文活君） 国の法律が別府市民の個人情報も保護してくれるというふうなのが前提になって、その施行条例で補足するというふうに私は理解しました。

しかしながら、その国の法律が問題なのですよね。今回の議題17号の提案理由の中に、個人情報の保護とともに、個人情報の利活用、あるいはデータの流通促進、そういうものが条例提案の趣旨として説明をされておりますね。保護だけではなくて、その個人情報の利活用、流通促進、ここに、今回の法律の中心があると私どもは理解しておりますが、そういう流れでいくと、個人情報が漏れやすくなるのではないかと。あるいは市独自の法的な措置として、個人情報を守るという条例すらなくなってしまうのではないかと、そういう心配をしております。その点にはいかがでしょう。

○総務課長（牧宏爾君） お答えいたします。

個人情報の保護につきましては、高い独立性を保障された個人情報保護委員会というのが国のほうにありますけれども、それから国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体等における個人情報の取扱いを監視監督することで、これらの機関に対する監視監督の中立性・客観性を向上させることとされております。

○18番（平野文活君） 今でも、様々な個人情報が漏れたということの事件がいろいろ相次いでおりますが、そうしたことが今後一層起こっていくのではないかと心配をしていると。そういう点で、今回のこの2つの条例案には反対だというふうなことを表明して、次に移りたいと思います。

最後に、議第36号工事請負契約の締結についてであります。

入札の経過、あるいは結果について説明していただきたいと思っております。

○教育政策課長（奥茂夫君） お答えいたします。

入札の経過と結果についてでございますけれども、令和4年12月15日に体育館空調整

備事業の別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会を開催した中で、契約方法等を決定し、翌12月16日、要件設定型一般競争入札をして、入札公告を行いました。その後、参加資格審査を終えて、本年2月3日に入札及び開札を行い、2グループの参加があった中、信和・地熱・和光・矢野建設工事共同企業体が落札し、2月9日に共同企業体と仮契約を締結し、本議会に工事請負契約締結議案の提出に至ったものであります。

○18番(平野文活君) そういう経過なのですが、消費税を除く予定価格というのは幾らだったのでしょうか。それに対して、消費税を除く入札金額は幾らだったのか、落札率は幾らかを説明していただきたいと思います。

○教育政策課長(奥茂夫君) お答えいたします。

予定価格でございますけれども、消費税を含んだ金額では16億7,322万3,200円、消費税除きますと15億2,111万2,000円となっております。これは入札書比較価格でございます。そして落札をいたしました信和・地熱・和光・矢野建設工事共同企業体の入札価格は、消費税抜きで15億円となっております。

○18番(平野文活君) 落札率はどうですか。幾らですか。

○教育政策課長(奥茂夫君) 申し訳ありません。落札率は今手持ちの資料でございませぬけれども、今先ほどお答えしました数字にて積算できるものというふうに考えております。

○18番(平野文活君) 計算しましたが、98.61%ですね。非常に高い落札率だというふうに思います。次点になった共同企業体は幾らで入札をしておりますか。そして、予定価格に対する入札の金額の率はどういうふうになっておりますか。

○教育政策課長(奥茂夫君) お答えいたします。

次点になった共同企業体でございますけれども、入札金額は15億2,100万円となっております。すみません、率は先ほどと同様計算はしておりませんが、今回のこの入札につきましては、あらかじめ予定価格を公表した上での入札となっております。

○18番(平野文活君) 予定価格は、先ほど説明があった、消費税抜きで15億2,111万2,000円。それに対して、次点になった方は15億2,100万円。つまり、11万2,000円、予定価格を下回っただけでありまして、入札の率は99.9926%ということですね。予定価格は事前に発表しているとはいえ、まさにすれすれの金額で入札をしたと、ということになります。

これまでも、亀川の住宅だとか、別府西中学校のとか、あるいは給食の共同調理場などについて、私は入札についての疑問というものをいろいろ言ってきました。今回も、非常に高い落札率という点で非常に疑問があります。

併せて、今回は26の体育館とか公民館の体育館とか、そういうエアコンの工事ですよ。ですから、分離発注もできたんじゃないかと。温泉施設だとか、スポーツ施設だとか、指定管理者を募集するのに、幾つかのグループに分けて入札を募集していますよね。ああいうやり方もできたのではないかと。そうすれば、市内の業者がもっと元請に入れるというふうに思うのですよ。それがなぜできなかったのか、説明を願いたいと思います。

○教育政策課長(奥茂夫君) お答えいたします。

体育館空調整備事業は、児童生徒及び利用者の熱中症対策、体育環境の向上、災害時の避難所としての避難者への健康面の配慮等の面から、早急な導入が求められております。全26施設を令和6年9月末までに整備するという、極めて短期間での施行を予定しており、これを設計施工分離発注方式で行えば、施設ごとに現地調査を行い、設計の発注、実施設計を経て、その後工事の発注、施工、完成検査といったプロセスを経由するため、空調の整備が長期間に及ぶ可能性があります。16億円を超える大型事業であり、体育館ごとに構造、面積、仕様の異なるタイプの既存施設全26施設に空調設備を整備する必要があります。仕様書など、仕様書で教育委員会が求める水準を定め、民間事業者の持つ経験、

施工能力、ノウハウなど最大限生かすことで、短期間で集中的に施工することができるよう、設計・施工一括方式にて発注を行いました。

また、建設企業の構成員でございますけれども、別府市内に本店を有する者を1者以上入れることを要件とし、結果、共同企業体の構成員4者のうち、設計業者を除く3者は市内事業者となっております。

○18番（平野文活君） 今の説明は十分納得できるものではありません。様々に工夫もすれば、それぞれが同時に工事に着工できるものというふうに思います。いずれにしても、もっと競争原理が働くように、そしてもっと多くの地元業者が元請に入れるようにという配慮が少し足りないのではないかということをお願いしまして、この契約議案には反対だということ表明して、終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○23番（泉武弘君） 市長、覚えてますね。約17年前に、大型店の誘致では地元の振興は図れないということで、当時7万名の方が署名を別府市に出しました。それは立地について再考を促すという署名でしたね。浜田市長は突然市長を辞して、選挙を戦いました。それで片方の、いわゆる反対をする側の立候補者が、長野市長だったのです。今覚えていますか、私は応援弁士を務めたの。もう市長忘れたかもしれませんが、私は非常にいい応援弁士だったなって、自分では自画自賛しているのですが、あれから17年余りたちました。確かに地域経済、社会行動、消費動向、こういうものが変化したというのは理解できます。

それからスーパーイズミが、これまで貢献した分野についても理解をした上でお尋ねします。今回のこの2億5,000万円の寄附金について、いつ申入れがあったのか、まずそれを最初に答弁してください。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

2月の下旬に株式会社イズミのほうから出向かれて、私どもにそういう意思表示がまずあったというふうに記憶していますが、日にちのほうはちょっと記憶ございません。

○23番（泉武弘君） 2月の下旬っていいますと、15日以降になりますね。

そこで、重ねてお尋ねします。この申入れは、文書、口頭、また庁舎にお見えになって、申出を頂いたのかどうか、これ1点です。そしてその申入れについて、別府市としてはどのような会議を積み重ねた結果、今回受け入れるということを決めたのか、ここだけを端的に答弁してください。

○議長（市原隆生君） 誰か。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

先ほどの点は1月の下旬ということで、ちょっと1か月勘違いがございました。訂正させていただきます。

株式会社イズミのほうから申出があって、その後、庁内で関係部長、そして当然市長も含めて対応を協議いたしまして、結論を出した次第であります。

○23番（泉武弘君） 1月下旬に株式会社イズミ側から寄附金申出があった。そして庁内会議を開いて受入れを決定した、この受入れについては寄附金だけの受入れなのか、この寄附金を受け入れる側に、寄附金申込みの際に、株式会社イズミ側からほかの何かの条件提示があったのか、詳しく説明してください。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

荒金議員の質疑の中でも御説明をいたしましたが、当然市長のほうからも発言ございましたが、今までの約束事、そういったことも含めて、今回のボリューム感のある、申出のあるその金額についてそれを含めて、そういう形で一つ落ち着かせようといったことで、そういったことのお話もございました。

○23番（泉武弘君） 申出の際に、立地協定部分を含めて協議をした、このように理解していいのですか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

そういった現実的にできるかどうかということも、私も数年前から株式会社イズミ側と  
いろんな交渉させていただいてまいりましたが、そういう経過の中で、そういったことも  
含めて、今回このボリューム感のある申出と、この金額でということで、今回の結論に至っ  
たということでございます。

○23番（泉武弘君） 市長ね、私は今もって理解できないのは、この立地協定については、  
議長、時の議長が立会人になっているのです。そしてこの履行を求めて、歴代の議長は株  
式会社イズミ本社まで行っている。こういう、議会が果たしてきた役割というものが非常  
に大きいのです。ところが、議会には何らの説明もなく、シネコン等については今後求め  
ないという発表が先になってしまった。かなり唐突と言われても仕方ないと思うのです。

そこでお尋ねしますが、1月下旬からの協議の中で、株式会社イズミ側と、寄附は頂き  
ますよ、その代わりシネコンについては今後求めませんよというような話はあったのかど  
うか、説明してください。

○市長（長野恭紘君） では、私からお答えさせていただきたいと思います。

いろいろと、先ほど泉議員からお話ありましたように、当時のことは個人的にはいろいろ  
思いがあります。しかしながら、今の市長は私ということで、現実的にしっかりと解決  
していくということで、今回の決断に至ったと、大きく言えばそういうことでありますが、  
当然議会が果たしていただいた役割、当時永井議長だったと思いますが、覚書を交わすど  
きにも、永井議長立会いのもとに覚書を締結したというふうに記憶をしています。ですか  
ら、市長就任の際にも、堀本議長にも御同席を頂いて、しっかりと約束を守ってほしいと  
いうようなことも、いろいろと申入れを行って、向こうにも、株式会社イズミ側にも出向  
いて、こちらからも説明をさせていただいたということでもあります。

今回の件については、協議の内容は事前に当然発表というか、こういうふうにしたとい  
うことについては、議員の皆さん方にも、議場での相談というのはできないわけで、議  
員の皆さん方個々に、私ども副市長、もしくは部長を通じてこういう結論に持っていきた  
いという内々の御相談は当然であります。がさせていただいておりますので、そういったこ  
とで議員の皆様方には、こちら側から相談といえますか、こういう形でどうでしょうかと  
いうようなことでお話をさせていただいたというような、我々としては認識をさせていた  
だいております。

○23番（泉武弘君） だんだん発言する力がなくなっていったのです、高齢になって。そし  
て聞くという力も随分落ちてきたなど、今実は実感しているのです。今市長が言われた寄  
附金については、確かに担当部長が来ました。株式会社イズミからこういう2億5,000万  
円が、寄附予定ですよ、次の議会に計上しますよという話は確かに承りました。その中で、  
附帯的な説明は何らありませんでした。

市長ね、これやゆして言っているのではなくて、その説明がなかったのです。私が今回  
問題にしているのは、この寄附金を受けますよ、それで市長がもう先に株式会社イズミに  
対しては、シネコン設置を要望しませんよということを発表してしまいました。これが条  
件だったのですか。寄附を受ける条件として、もうシネコンは要望しませんよというのが、  
合意事項で寄附金を受けたのですか。そこだけ明確にしてください。

○市長（長野恭紘君） 私から、これもお答えをさせていただきます。

先ほど部長から御答弁をさせていただいたとおり、これは私どもとしては、当然今まで  
第1期計画、第2期計画、第2期計画というのは、なかなかこれは履行を求めることは難  
しいと。第1期計画については、歩道橋と何でしたっけ、バスの巡回バスですね、いわゆ  
るワンコインバスでイズミを中心としてバスを巡回させるということだったと思いま  
すが、この件についてどういうふうに進めようか、これはできないということ、前

政権の中で謝罪を1期、2期まとめた中で、履行ができないと、謝罪を正式に受けていると、前政権のときですね、受けていると。我々としては、実際にできないことをずっと行って話し合いをしていくよりも、どういうふうに現実的に解決をしていくかということ話し合ったときに、もう3年半後には、4年ちょっとですかね、先には当然再契約と、20年というものを迎えますから、2億5,000万円の寄附をもらうということは、再契約を前提とした今後に向けて前向きな条文等、契約を交わしているわけでありませんが、当然それを前提とした契約であるということは、これは別府市として、市としての、前向きにやっていきたいと思いますよということの発言と捉えていただいて結構です。

○23番（泉武弘君） そこで今回、2億5,000万円をもらえますよ、万歳、というわけにいかないのですね。地方創生応援税制による寄附金、いわゆる会社型の、会社版の寄附金ですが、これは損金算入と税額控除で90%が税から控除されます。会社が納めるのは10%、2,500万円だけです。これを、会社型の寄附をするときの一つの条項に禁止されているのは、見返り禁止条項というのがあります。もし2億5,000万円、市長が今言われたように2億5,000万円寄附しますよ、それで社会情勢等の変化でシネコン等を今後求めませんよ、言ったとするならば、見返りに値するのではないか。せつかく寄附をしてもらって、そこに抵触するのではないかという危惧の念を私は持っていますが、その点は当局はどういうふうに考えていますか。

○市長（長野恭紘君） これも私から。

企業版ふるさと納税に関しては、直接的に自分の会社に対して見返りが無いということ前提条件になっているということでもあります。これは当然私どもも理解した上で、今回の契約、契約というか寄附を受けるということになっておりますが、お金をもらうこの行為ということと、これは図書館に対してということでもありますので、地域貢献と、またゆめタウンとの契約ということが、見返りというふうに私ども考えておりませんので、それとこれとは全く別のものであるということで、そこら辺はしっかりと確認しながら進めておりますので問題はないというふうに思います。

○23番（泉武弘君） お伺いしますけれども、これまで市長ね、立地協定の中で示されていることを間違うといけませんから、読み上げてみますね。

交通対策として、幹線道路にエレベーターまたはエスカレーターを備えつけた歩道橋を設置する、これが交通対策の協定の内容です。中心市街者活性化に対する協力、循環型バスの運行、買い物共通券の発行、フリーマーケット、作品発表会、そして地域振興に対する協力、地元企業の活用、従業員の地元雇用の優先、業務委託は可能な限り地元企業の活用、地産地消の推進というのがうたわれてますし、2次では、市長が言われたように、シネマコンプレックスというのがうたわれてます。

さて、これまで今申し上げた項目、立地協定で示された項目で、もちろん総括をやっているといます。今回、寄附金もらうときにシネコンを求めませんと言っているわけですから、行政側としては、今立地協定で示されているものについて、時代が移りましたよ、だからこれはもう今の時代に合いませんよ、いろいろな選択肢の中から、実施について協議して思うのですが、今私が申し上げた中で実施できたものが何項目ありますか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えをいたします。

先ほどの答弁の中で、市長が第1期は16項目だと、第2期のほうは5項目あったというふうにお答えをしております、そのうちまず第1期計画につきましては、できていないものが2つございます。16のうち2つございます。そういうふうに認識しております。

また、第2期計画のうちでは、5項目のうち4項目が実施できていないというふうに認識しております。

○23番（泉武弘君） 議案質疑ですが、議長ね、これ以上深くは行きませんが、今言いまし

た16項目の中で2項目だけできていないと、今部長が答弁されました。その資料、後刻提出していただくようお願いをしておきます。

市長ね、私がなぜあえてここでこの問題について言及したか。というのは、大型店の進出で華になるもの、いわゆる大型店を取り巻く消費者の動き、にぎわい。この華の分と、影の分、いわゆる中心地に、大型店が進出したことで空洞化を産んのではないかと危惧される面、ここらが同時に出てこなければ私はいけないと思うのです。そのことが出た上で、1回総括をするということが必要だと思うのですが、これはやっぱり対議会、対市民に対して、やっぱり市長、これもぜひともやっていただきたい。やらなければ、何かしらいつの間にか取引をしてしまったという感を持たれたら、行政としても嫌だと思うのです。私らもそれに同意を与えたという思いを持たれたら、私は嫌です。特に私は、当時反対という立場で街頭演説までした議員ですから、しっかりした検証がなければ、市民に対して説得はできないのです。その説明を、全員協議会でも結構です、例えば、商工会議所とか商店連合会、近隣の自治会、こういうものに対して説明する気持ちはありますか、どうですか。

○市長（長野恭紘君） これも私から御答弁したいと思います。

今、議会の場で、皆様方に御説明を申し上げたことがほぼ全てであります。今後、まちが、特に中心市街地に関しては、当然先ほど申し上げておりますとおり、当時ゆめタウンができることによって、中心市街地の回遊性が増すとか、売上げが相互に上がっていくというようなことは、もう夢であったということは、これはもう間違いのない事実であります。その細かな検証というのは今やるつもりはありませんが、当然これから、これから、今前向きに現状を皆さんと状況を確認して、今後それぞれの通り会であるとか、商店連合会であるとか、様々な皆さん方と現状をどういうふうに打開していくのかということ、これは当然やっていくことだというふうに思っておりますので、その前向きな前提の話合い、私たちのまちをこうしていきたいという話合いを当然これからやっていきたいと、大いにこれはやっていきたいというふうに思っておりますので、その中での今までの総括ということと併せてやっていくとすれば、そういう中での総括になろうかというふうに思います。

○23番（泉武弘君） 先ほど部長は、16項目の中で2項目だけができてないと言いました。地産地消をちょっと教えてください。これだけ農産物が売れないという中で、地産地消がこの立地協定の中に組み込まれているのです。スーパーイズミは、別府市内生産物を市場から購入しているのですか、どうですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えをいたします。

直接はうちの公設市場からは購入しておりませんが、間接的に仲買さんなどを通して購入しているというふうには伺っております。

○23番（泉武弘君） まとめますが、この2億5,000万円の寄附について、確かにこの不景気な時代に2億5,000万円の寄附を頂く、私も一市民としてありがたいと思っておりますが、そのことによって、立地協定で示されたものがほごにされるわけではない、これだけ明確に申し上げておきます。

それはなぜかっていいますと、この契約書の案文に、このようなのがあります。両者は信義則、信義に基づいてこの協定書の履行に努める、いわゆる信義則がうたわれています。ならば、やはり示された立地協定の総括、履行の報告、こういうものはぜひとも市長、していただくようお願いをしておきます。

それから、よく政治家が使う言葉で、難問山積という言葉を使います。今回の介護保険事業特会についても通告していますが、もう簡単に要望だけしておきます。

介護人材確保は、市長、これも大変大きな問題です。もうこれは介護を受けられない、受けようと思っても受けられないというのがもう現実に今なっているのです。言葉では介

護はできないのです。もうこれだけは積極的に、もうとにかく英断を持って、何らかの打開策をしてほしい。これだけは市長ね、本当にお願いしておきます。この前、障害がある方々と担当部長、課長と話をさせていただきました。障害がある人ほど、介護人材をお願いしても確保が難しいということをしていました。もう本当に深刻な問題です。これだけ一つ、市長、お願いしておきます。

それともう一つは、障がい者施設事業停止のおそれ、通所 200 人があふれるかもしれない。これどうしますか、本当に。障がいがある人が、突然行き場所がなくなるかもしれない。これは対策本部を作っても、僕は対応すべき課題だと思っています。これについても市長ね、今こそ本当にあなたがすばやい動きということ、どなたか議員が言いました、これこそ市長ね、対策本部を作ってもやってください。

この2点、要望して終わります。ありがとうございました。

○議長(市原隆生君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日2日から6日の5日間は委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は7日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 35 分 散会

